

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人NPOかなびの丘

②評価調査者研修修了番号

SK2021210

S2022065

③施設名等

名称：	武田塾
施設長氏名：	松本 孝行
定員：	55 名
所在地（都道府県）：	大阪府
所在地（市町村以下）：	柏原市高井田1020-59
T E L：	072-977-3861
U R L：	https://takedajuku.or.jp
【施設の概要】	
開設年月日	1926/11/4
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 武田塾
職員数 常勤職員：	43 名
職員数 非常勤職員：	22 名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	6 名
有資格職員の名称（イ）	保育士
上記有資格職員の人数：	16 名
有資格職員の名称（ウ）	看護師
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（エ）	公認心理士
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（オ）	臨床心理士
上記有資格職員の人数：	2 名
有資格職員の名称（カ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1 名
施設設備の概要（ア）居室数：	本園：22 地域小規模・分園：12
施設設備の概要（イ）設備等：	地域交流ホール
施設設備の概要（ウ）：	グラウンド
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

創設者武田慎治郎の「児童と共にある」「家庭的雰囲気の醸成」を柱とし、子どもの成長にしっかりと関わり「認め合う、許しあう、助け合う」心を育む。また、大人との愛着関係の形成により「信頼する」心を育む。これらの心の醸成により、子ども自身が自信を持ち自己決定できる力や社会で生きていくための生活力を育む。

⑤施設の特徴的な取組

（１）いつでもどこでもつながりつづけるケア・・・令和３年度から専任の自立支援担当職員を配し、自立後の社会生活適応を視野に、インケア・リービングケア・アフターフォローに至る子どもを主体に手厚くきめ細やかな支援を行っている。
（２）成長に並行したソーシャルスキル・・・近隣の企業同友会の協力を得て、小学生からインターンシップに参加し、職場訪問や物作り体験、職業体験・実習を通して多様な大人や社会活動場面に触れ、職員以外の大人への「信頼感」や「社会性」を育むカリキュラムに積極的に取り組んでいる。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2023/9/1
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2024/1/15
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和 2 年度

⑦総評

(1) 評価が高い点

① 自立支援担当職員を配置し、小学校低学年より、施設内でのクラブ活動や施設外のインターンシップ活動に接するとともに、社会人としての職業意識や社会規範・対人関係の醸成の積極的な取組みが稼働しています。また、退所後のアフターフォローを視野にインケア・リービングケアを充実させ、子ども一人ひとりの自立を見守る・アシストする取組みが充実しています。

② 子どもの養育に対する地域のニーズについて行政や関係機関との情報交換や連携により適切に把握されており、これらの地域のニーズに寄り添った施設の運営管理を行う意識が高く、それが中長期経営計画や各年度の事業計画に反映されています。

(2) 改善が求められる点

① 支援マニュアル・・・大舎制からユニットへの支援形態の移行に伴い、支援マニュアルの見直しと新編成の取組みが試行錯誤の段階です。支援現場の的確な状況把握のもと、子どもの安心安全・社会適応力の醸成、職員の支援エネルギーの活性化に対応できる精度の高いマニュアルの策定が求められます。

② 同性支援・・・小規模化に伴い、支援職員の確保・支援シフトは課題が山積ですが、思春期の子どもへの支援には特段配慮が求められます。特に、夜間(宿直)は同性支援を基調としたシフトの編成が望まれます。

③ 施設の運営に際して、職員間の情報共有や基本理念及び方針との関係性を浸透させる取組みがやや弱いところがあります。職員が自身の業務と施設の理念等との整合性を確認し、積極的な参画による貢献感を覚えることができる工夫が望まれます。

⑧ 第三者評価結果に対する施設のコメント

施設現場を熟知されている評価者の方に来ていただき、適切なコメントを頂きました。

今回ご指摘いただいた内容につきましては早急に取り組んでいき、次年度の事業計画にも組み入れていきたいと考えております。

特に不適切な支援が発生したことについては、二度と起こらないよう取り組んで参ります。

⑨ 第三者評価結果 (別紙)

(別紙)

第三者評価結果 (児童養護施設)

共通評価基準 (45項目) I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
	☐ 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	☐
	☐ 理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	☐
	☐ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	☐
	☐ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	☐
	☐ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。	☐
	☐ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
【コメント】		
■「児童と共に在る」「家庭の雰囲気の醸成」の理念は法人運営の根幹であり、方針や事業計画等にその思想が反映されています。年度当初、年度末等で施設長が職員に理念等を説明し、月1回の職員会議等で周知しています。 ■職員の行動規範そのものはないが、府社協の児童憲章や規程等で周知しています。今後は行動規範を作成して更なる周知徹底することが期待されます。 ■一方、子どもや保護者等へはパンフレット等での周知が図られていますが、いろいろな機会を活用して継続的に更なる周知をする工夫が望まれます。		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a

☐	□社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	☐
☐	□地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	☐
☐	□子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設(法人)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	☐
☐	□定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。	☐

【コメント】

■社会福祉事業全体の動向や府下及び地元市の状況については、学校や行政の関係機関を含む連絡会に参加し、適宜情報収集と情報交換を行い、児童の問題行動や不登校の推移などを把握しています。
 ■得られた情報は運営会議や職員会議等で職員間でも共有しており、養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行い、その上で、毎年の事業計画に対応する事業報告において実績を分析しています。
 ■今後は職員間の更なる情報共有を進め、精度を高めることが望めます。

②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
☐	□経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	☐
☐	□経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。	☐
☐	□経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	☐
☐	□経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	☐

【コメント】

■経営状況や改善すべき課題については、事業計画で前年度の事業報告にある課題と今後の対応についてフォローアップする形で記載されており、その内容は運営会議や朝礼等各種会議で職員にも共有され、事業計画に基づく進捗管理を行っています。
 ■ヒアリング結果から職員間で温度差があるように思われるため、今後は更なる共有の頻度を上げることが望めます。

3 事業計画の策定

(1)	中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
☐	□中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	☐
☐	□中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	☐
☐	□中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	☐
☐	□中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	☐

【コメント】

■社会福祉法人武田塾の中長期経営計画(基本計画及び実施計画)が新たに策定され、令和5年度から14年度までの10年間の計画期間となっています。これまでも適宜計画の見直しは行われており、中長期経営計画においても前期と後期に分かれていて、それぞれ令和7年度及び12年度に見直しが予定されています。
 ■数値目標は特段の記載がありませんが、達成度が評価できる具体的な目標は設定されています。今後はこれらの中長期経営計画と各年度の事業計画との関連性について職員間で更なる情報共有を進めて、進捗管理を適切に行うことが望めます。

②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
☐	□単年度の計画(事業計画と収支予算)に、中・長期計画(中・長期の事業計画と中・長期の収支計画)の内容が反映されている。	☐
☐	□単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	☐
☐	□単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	☐

		☐ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	○
【コメント】			
■単年度の事業計画は、中長期経営計画（基本計画及び実施計画）を踏まえた内容となっており、実施計画において各年度との関連について一覧表を作成しています。また、利用者の概況において各月の利用者人数の目標を設定しており、他の事業項目についても具体的な成果目標を記載しています。 ■今後は可能な限り数値目標を設定するとともに、それらの目標を職員間で周知徹底することにより、より一層精度の高い進捗管理を行うことが望まれます。			
(2) 事業計画が適切に策定されている。			
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		b
	☐ 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。		
	☐ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。		○
	☐ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。		
	☐ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。		○
	☐ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。		○
【コメント】			
■事業計画は運営会議等で協議する場はあり、管理規則で構成役員や運営会議の審議事項は規定されています。 ■事業計画の進捗管理自体は行っていますが、その運営に係るあらかじめ定められた時期、手順等に基づき評価を行うルール（規程等）が策定されていません。そのことから、事業計画の課題や改善すべき事項を自ら考え実行し評価するための職員等の参画や意見の集約・反映が弱いように見受けられます。 ■職員自らの事業計画としてコミットし、PDCAサイクルを適切に実行するためにも、事業計画の評価基準やルールの設定が望まれます。			
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。		b
	☐ 事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。		○
	☐ 事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。		○
	☐ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。		
	☐ 事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。		
【コメント】			
■来所した保護者等には事業計画について説明をしています。児童養護施設の特性として保護者等との接点には限界があることは理解できますが、事業計画の大切な内容の保護者等への周知に、いっそうの工夫が望まれます。 ■一方、子どもには子ども会議等で意見を聴取する機会があり、事業計画の主な内容を分かりやすく説明する取組はされています。今後は保護者等や子どもの特性を踏まえ、理解を促すための更なる工夫が望まれます。			

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
	☐ 組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。	
	☐ 養育・支援の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。	
	☐ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	○
	☐ 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	
【コメント】		

■養育・支援の質の向上に関する取組み自体は、ナビシステムによるチェックと評価、第三者委員や第三者評価の受審などにより実施しています。しかし、それらのチェックや評価が組織的にPDCAサイクルによる継続的に実施する仕組みの中で実施されてはいません。このため、ややもすればチャレンジシートによる個人の目標に対する評価と組織の目標に対する評価とが微妙にずれるリスクがあります。

■自らの養育・支援の質の向上に向けた取組みが法人の理念や方針と一致していることを確認し、適切な自己点検評価と更なる改善に繋がる工夫が望まれます。

②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
	□評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
	□職員間で課題の共有化が図られている。	○
	□評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
	□評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
	□改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	

【コメント】

■施設として取り組むべき課題は、職員会議等各種会議で共有されていますが、これらの課題をいつまでにどのように改善するかについての組織的計画的なPDCAサイクルによる仕組みはなく、それらの文書化もされていません。

■改善すべき課題は明確であることから、職員間のより一層の情報共有と職員の参画感を促すアクションプランを明確にして、期限を設定した上で、実行する仕組みを整備運用することが求められます。

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
	□施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○
	□施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。	
	□施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	○
	□平常時のみならず、有事(事故、災害等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	○

【コメント】

■施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、管理規則等で文書化しており、会議や研修において表明し周知が図られています。また、平常時のみならず、有事についても不在時の権限委任等を含め明確化されています。

■施設長の役割と責任を明確に表明しているかについては、少し物足りない状況です。施設に広報誌はなく、またホームページなどにも施設長の役割と責任が広報されているわけではありません。今後はいろいろな機会や媒体を通じて自らの役割と責任について、更なる広報に努めることが望まれます。

②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
	□施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	○
	□施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	○
	□施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	○
	□施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	○

【コメント】

■施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持しています。これらを担保するために毎年施設長研修に参加し、大阪府や柏原市の研修会にも可能な限り参加しています。また、朝礼や職員会議など様々な機会を見つけて周知しています。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
	□施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	○
	□施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	○
	□施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○
	□施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	○
	□施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	○
	(社会的養護共通) □施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	○

【コメント】

■施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っており、事業報告において課題を明示して次年度の事業計画に反映させています。また、養育・支援の質の向上について、自ら研鑽に努めるとともに、基本的には職員の自主性を尊重し、直接現場対応するわけでないものの、職員との対話を通じて職員の要望を可能な限り対応すべく職員面談や職員会議等で取り組むなど、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っています。

②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	○
	□施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	○
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	

【コメント】

■施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、運営会議や職員面談等で職員と協議する場があり、施設長の責務として約束を果たすという意識を職員に浸透させる取組はされています。
■一方で、職員の受け止め方には温度差があるようです。日々の養育・支援に追われている職員に対してより一層の参画感を醸成させ、人員配置や業務の実効性を高める体制について、職員と一緒に整備運用する工夫を行うことが望まれます。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

第三者
評価結果

①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
	□必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	○
	□養育・支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	○
	□計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	○
	□施設(法人)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。	○
	(社会的養護共通) □各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	○

【コメント】

■必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方、福祉人材の確保と育成に関する方針などは、中長期経営計画及び各年度の事業計画に記されており、これらの計画に基づき実施されています。

■福祉人材の確保では、法人ホームページや就職フェア、リクナビ等を活用するとともに、専門学校等からの実習生の受け入れを丁寧に行うことで実習生と武田塾のマッチングを行っています。

■人材育成では、職員のメンタルヘルスを心理士や産業医との面談でサポートするとともに、人材育成研修「未来塾」などの各種研修制度の充実に重点的に取り組まれています。

②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
	☐ 法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。	
	☐ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。	
	☐ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	○
	☐ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	○
	☐ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	○

【コメント】

■法人としての人事評価制度自体はあり職員に公表もしていますが、その内容の周知と言う点では改善の余地があります。

■職員の自己評価としての「チャレンジシート」に基づく施設長との面談などにより働きやすい職場環境への取組も行われていますが、人材を有効活用する雇用形態や勤務形態、福利厚生制度の充実、人事基準等については今後の課題となっています。

■職員に対して法人、施設の理念・基本方針に基づく「期待する職員像等」を明確にしたキャリアパスやロールモデルなどわかりやすく示す工夫も必要と考えられます。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
	☐ 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	○
	☐ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	○
	☐ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	○
	☐ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。	○
	☐ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	
	☐ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	
	☐ 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	
	☐ 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	

【コメント】

■職員の就業状況、有給休暇の取得状況や時間外労働などについて適宜把握しており、職員のメンタルヘルスについても心理士や産業医との面談でサポートするなど、職員の心身の健康と安全の確保に努めています。

■一方、有給休暇の取得については、施設の人員シフトの関係で職員の希望が通らないこともあり、その調整について苦慮されているところもあるようです。

■働きやすい職場づくりへの取組に終わりはありませんが、施設の運営と職員の就業状況が上手くバランスするように継続的な努力が求められます。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
	☐ 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	

	☐ 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標(目標項目、目標水準、目標期限)が明確かつ適切に設定されている。	☐
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	☐
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	☐

【コメント】

■職員一人ひとりが設定した目標については、「チャレンジシート」に基づく施設長との面談などにより個人の目標における進捗管理は行われています。しかし、個人の目標が法人や施設の理念と方針とどのように関連付けられ、その目標達成に貢献しているかについては、十分な協議がされておらずこれからの課題と考えられます。
 ■今後は、施設と職員が武田塾として目指すべき職員像(求められる職員像)のイメージを共有し、法人や施設の理念と方針との関係性を明確にして人材育成に取り組むことが求められます。

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
	☐ 施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	
	☐ 現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
	☐ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	☐
	☐ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	☐
	☐ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	☐

【コメント】

■職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、当該計画に基づき実施されています。また、毎年の事業報告においてその評価と見直しが行われ、次年度の計画に反映されています。しかし、これらの計画に「期待する職員像」は明示されておらず、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格も記載されていません。
 ■職員の教育・研修が義務的なものではなく、職員が積極的に取り組むためにも教育・研修の内容と期待する職員像との関係、そのために必要な専門技術や専門資格の取得による達成度を評価する仕組みの検討が望まれます。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
	☐ 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	☐
	☐ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	☐
	☐ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	☐
	☐ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	☐
	☐ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	☐
	(社会的養護共通) ☐ スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	☐

【コメント】

■職員一人ひとりの教育・研修等については、計画に基づき実施されています。未来塾等での施設内の職員の階層別研修のみならず、大阪府社協等多くの外部研修を受講できるように人員配置やシフトが組まれており、職員が積極的に受講できる環境づくりにも配慮されています。
 ■施設でのOJTを通じて職員のスキルアップに繋げる対応がされており、養育のスペシャリストを育成していく取組が継続的に実施されています。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
	☐ 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	☐

	☐ 実習生等の養育・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	☐
	☐ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	☐
	☐ 指導者に対する研修を実施している。	☐
	☐ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	☐
【コメント】		
■実習生を受け入れる目的や姿勢については施設実習マニュアルで明示し、計画に基づき実習生を積極的に受け入れており、職員が実習生を指導する役割を果たすことで人材育成に繋げる取組はされています。 ■実習生について学校との情報交換の機会を持ったり、児童養護施設の授業の依頼を受けてそれに応じた結果、実習生から就職に繋がった事例もあるなど、人材確保の観点からも成果を上げています。 ■指導者に対する研修は実施しておらず、専門職種の特性に配慮したプログラムなど体系的な研修内容の充実に取り組むことが望まれます。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。 ☐ ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。 ☐ 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。 ☐ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。 ☐ 法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。 ☐ 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	a ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
【コメント】		
■施設運営の情報についてはホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報などが公開されています。また、施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容についても公開されています。さらに、法人及び施設の理念や基本方針、施設で行っている活動等を小学校に出向いて説明する機会の事例があります。 ■苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について、ホームページ上でもすぐわかるよう工夫を行うことが望まれます。		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 ☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。 ☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。 ☐ 施設(法人)の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。 ☐ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	a ☐ ☐ ☐ ☐
【コメント】		
■施設の事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌など、管理規則、処務規則等で権限・責任が明確にされ、職員等に周知しています。 ■内部監査については、必要に応じて実施することが経理規程で記載されており、また、施設の事業、財務について、外部の専門家による支援等も受けています。過去に現金管理の内部統制について口頭での助言を受けたことがありますが、今後は文書で入手しその改善状況を記録するとともに、職員間でも情報共有することが望まれます。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
------------------------	-------------

①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
	☐ 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	☐
	☐ 子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	☐
	☐ 施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	☐
	☐ 子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	☐
	(児童養護施設) ☐ 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	☐

【コメント】

■地域との関わり方についての基本的な考え方は、中期経営計画や事業計画で記載しています。地域の行事や活動に参加するに際して、ボランティアである大阪中小企業同友会によるインターシップ支援の体制ができています。
 ■施設や子どもへの理解を得るために、地域のイベントに参加したり、施設のイベントに招待などして、交流の機会を持っています。また施設のグラウンドを開放するなど学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っています。

②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
	☐ ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	☐
	☐ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。	☐
	☐ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	☐
	☐ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	☐

【コメント】

■ボランティアの受入れや地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化したものではなく、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルも整備されていません。
 ■事業計画ではボランティアである大阪中小企業同友会との間でインターシップ支援の協議が記載されています。また、各施設・事業所で、大阪教育大学学習支援ボランティアスタッフによる学習指導など様々なボランティア活動が紹介されており、ボランティア受入れへの取組をしていることから、今後は一連の文書化が求められます。

(2) 関係機関との連携が確保されている。

①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
	☐ 当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	☐
	☐ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	☐
	☐ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	☐
	☐ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	☐
	☐ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	☐

【コメント】

■学校や行政の関係機関を含む連絡会に参加し、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示した資料などで情報交換を行い、地域の関係機関と連携しています。また、その結果を職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化も行われています。このように地域の関係機関・団体が一体となって子どもの支援に関する共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っています。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
---	--------------------------------	---

	□施設(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	○
	(社会的養護共通) □施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	○
	(5種別共通) □地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	○

【コメント】

■柏原市が開催する地域の各種会合への参加、八尾市など施設近隣の団体や地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めています。
 ■地域の祭りへの参加、また柏原市、八尾市、藤井寺市のショートステイ事業を行うことによって、地域で暮らす障がい児などの受入れも積極的に実施して地域との繋がりを強化する取組を行っています。

②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
	□把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	○
	□把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	○
	□多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	○
	□施設(法人)が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	
	□地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	○

【コメント】

■地域貢献に関わる事業・活動として、コロナ禍前は小児科医と地域のセミナーを実施しており、現在は休止していますが再開予定となっています。
 ■把握された福祉ニーズ等に基づく具体的な事業・活動については事業計画に反映しており、共同募金会の助成事業での地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする事業も実施しています。
 ■施設が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を地域に還元するアクションプランについては今後の課題となっており、地域に対するより一層の公益事業の取組が望まれます。

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
	□理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
	□子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
	□子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。	
	□子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。	○
	□子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	○

【コメント】

■大阪児童施設部会の「倫理綱領」を基調に、「子ども・利用者の権利擁護を実践するために」令5.3を策定し、「虐待防止委員会」「こころの雑談会」「未来塾」を通して、職員ひとり一人の権利擁護に関する意識と支援のスキルアップを目指した取り組みが行われています。
 ■一方、支援形態が小規模グループとなり、支援実践現場での個々の職員意識から施設としての基本姿勢を具現化するマニュアル等での可視化が望まれます。

②	29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
---	-----------------------------------	---

	☐ 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	☐
	☐ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。	☐
	☐ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	☐
	☐ 子どもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。	

【コメント】

■子どものプライバシー保護に関しては、個人情報保護規程や「武田塾の子どもたちへ」令5.7改定に触れられていますが、施設の基本姿勢を示すものとして、より精度・密度の高い、利用者にわかりやすい内容の編纂が望まれます。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
	☐ 理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。	☐
	☐ 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容になっている。	☐
	☐ 施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。	☐
	☐ 見学等の希望に対応している。	☐
	☐ 子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	☐

【コメント】

■パンフレット、施設紹介写真冊子を準備するなど、利用者の心情に合わせた物品の準備と真摯な対応・的確な情報提供をもって利用者の安心確保に取り組んでいます。

②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
	☐ 子どもや保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。	☐
	☐ 養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。	☐
	☐ 養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	☐
	☐ 意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	

【コメント】

■入所にあたっては、当該児童への事前面接（一時保護所）・情報収集等を介して、好みのシーツやカーテンの色を配慮したり、また担当職員のみならず全職員が児童の情報を共有するとともに、入居予定ユニットの子どもたちの協力も得るなど、当該児童の不安をやわらげ安心して施設生活がスタートできるように細心の配慮を行っています。

③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
	☐ 養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	☐
	☐ 他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	☐
	☐ 施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	☐
	☐ 施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	

【コメント】

■退所児童が生活環境の変化による戸惑いや不安を出来るだけ軽減できるように、インケア・リービングケアの引継ぎ書面や心身の状況伝達にしっかりと対応しています。また、退所後も自立支援担当職員を主軸に、支援・援助の継続について利用者に伝達しています。

■現在見直し・編纂中の支援マニュアルに「退所後の支援・援助の継続」の仕組みの更なる取り組みが期待されます。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。

第三者
評価結果

①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
	□子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。	○
	□子どもへの個別の相談面接や聴取等が、子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。	○
	□職員等が、子どもの満足を把握する目的で、子ども会等に出席している。	○
	□子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	○
	□分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	○

【コメント】

■子ども一人ひとりへの第三者委員による定期的な面談や、子ども会議で取り扱われた案件を子ども会議で協議し対応の具体化を図るなど、子どもの心身の状況把握と並行してユニット単位の生活環境・活動の向上に取り組んでいます。

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
	□養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	○
	□苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し説明している。	○
	□苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	○
	□苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	○
	□苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、子どもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。	○
	□苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	○

【コメント】

■玄関および各フロアに苦情解決の案内を掲示し「武田塾の子どもたちへ」にも四つの権利と責任についてわかりやすく表記して、子どもの意見表明の機会及び施設(大人)の対応について可視化しています。

■子どもたち向けの掲示とあわせて、保護者、近隣住民や一般訪問者、実習生・ボランティアなどへの周知についても期待されます。

■相談者として第三者委員の名前とともに連絡手段の情報提供も望まれます。

②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
	□子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	○
	□子どもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	○
	□相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	

【コメント】

■第三者委員による定期面談や子ども会議をはじめ、グループおよび個人の意見表明について周知されています。
 ■児童福祉司や保護者は面会室や地域交流ホールの活用などに比べ、子どもへの生活場面面接では、ハード面の制約もある中一人ひとりの子どもが安心して落ち着いて相談できる空間の工夫が望まれます。

③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
	☐ 職員は、日々の養育・支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	☐
	☐ 意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。	☐
	☐ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	☐ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	☐
	☐ 意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	☐
	☐ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	

【コメント】

■実質面では子どもの意見表明の機会は確保され、施設（職員）は経験則によって対応しています。不適切な対応は見当たりませんが、「利用者の意見表明権を保障する」その取り組みを広く社会に周知する手立てとしても、これまでの経験則をマニュアル等に可視化することが望まれます。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

第三者
評価結果

①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
	☐ リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	☐
	☐ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	☐
	☐ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	☐
	☐ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	☐
	☐ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	☐
	☐ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	☐

【コメント】

■危機管理委員会・虐待防止委員会が主軸となり、子ども・職員・施設の安全確保のための取り組み、事案の検証・対策に積極的に取り組んでいます。特に、ヒヤリハット事案は、支援職員が日ごろから「気になる出来事を細部にわたって提示・共有」し、施設一体となって事故につながる要因の防止に努めています。

②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
	☐ 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	☐
	☐ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直ししている。	☐
	☐ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	☐
	☐ 感染症の予防策が適切に講じられている。	☐
	☐ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	☐

【コメント】

■看護師を中心に、新型コロナウイルス感染予防・発生時の対応を通して、全職員に感染症への予防・対応を図るとともに、マニュアルを通してスキルアップの研修を実施しています。

③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
	☐ 災害時の対応体制が決められている。	○
	☐ 立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。	○
	☐ 子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	○
	☐ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	○

【コメント】

■施設は高台に位置するため、特に土砂災害時の避難に力を入れています。避難の際のゴム底の上靴を常備したり、看護師助言のもと、医療・食料関係品の袋詰めをホーム毎に配し、半年ごとに看護師がチェックし物品の実効性に努めています。また、施設としてのハード面の備品整備、支援の質を落とさないソフト面の仕組みが構築されています。

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
----------------------------	-------------

①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
	☐ 標準的な実施方法が適切に文書化されている。	
	☐ 標準的な実施方法には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。	○
	☐ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	○
	☐ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	

【コメント】

■標準的な実施方法は、これまでの「生活のしおり」H29「武田塾の子どもたちへ」H30「暮らしのマニュアル」H26を小規模支援体制に準用した形で運用するとともに、それらを見直し、現体制に適した養育・支援の方法を策定中です。
■小規模養育・支援に適した確固たる支援指針の編纂と実効力のある取り組みが望まれます。

②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。	
	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	
	☐ 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。	
	☐ 検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	

【コメント】

■現支援体制に稼働すべき「標準的な実施方法」は現時点では策定中ということで「C」評価としました。
■利用者・職員双方にとって安心安全を確保する「WITH」の支援マニュアルの早期完成が待たれます。

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
---	-------------------------------------	---

	☐ 自立支援計画策定の責任者を設置している。	☐
	☐ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	☐
	☐ 部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	☐
	☐ 自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。	☐
	☐ 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	☐
	☐ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。	☐

【コメント】

■入所児童・在籍児童の個人データを職員全員が電子媒体で共有するとともに、心理職・看護師・栄養士等多様な職種の行動観察を反映した「子ども一人ひとりの心身の健康、自立へのリービングケア・アフターフォロー」の取り組みが稼働しています。

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	c
	☐ 自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	
	☐ 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	
	☐ 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	
	☐ 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
	☐ 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	

【コメント】

■ヒアリングでは『自立支援計画の策定（新入生入所後3ヶ月・在籍児童5～6月）後は、子どもの短期・中期の変化は会議等で取り扱われている。主にそれらは必要に応じ経験豊富な職員の口承を介し、施設としての評価・見直しの手順は備えていない。また、大半の子どもが「現支援継続」で見直す要件もない。』とのことですが、それであれば「現支援継続」と施設が判断する仕組みを整備することが求められます。

（3） 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
	☐ 子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。	☐
	☐ 自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。	☐
	☐ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	☐
	☐ 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	☐
	☐ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	☐
	☐ パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	☐

【コメント】

■電子データを媒介とした記録の取り扱いについて、個人情報保護の観点から、データの管理・保管・開示への対応等に至るまで職員・利用者にその情報を提示し、理解を求める取り組みがしっかりと行われています。

②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
	☐ 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	☐
	☐ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	☐
	☐ 記録管理の責任者が設置されている。	☐
	☐ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	☐
	☐ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	☐
	☐ 個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。	☐

【コメント】

■NO.44に同じ

■教育機関とは入所時や年度初めに「写真」「俗名」「通信」等の個人情報の取り扱いについて、保護者の意向も含めてしっかりと共有しています。

内容評価基準（24項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
	☐ 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	☐
	☐ 子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。	☐
	☐ 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	☐
	☐ 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	☐
	☐ 子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。	☐
【コメント】		
■「武田塾の子どもたちへ」H30.5を今年7月に見直し、四つの権利を子どもの施設生活に沿って平易な言葉で記すとともに、職員間で現場での支援に齟齬・逸脱がないように諸会議を通して情報共有に努めています。		

(2) 権利について理解を促す取組		
①	A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
	☐ 権利についての理解を深めるよう、年齢に配慮した説明を工夫し、日常生活を通して支援している。	☐
	☐ 子どもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。	☐
	☐ 職員間で子どもの権利に関する学習機会を持っている。	☐
	☐ 子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かしたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。	☐
	☐ 年下の子どもや障がいのある子どもなど、弱い立場にある子どもに対して、思いやりの心をもって接するように支援している。	☐
【コメント】		

■前項(A1)の実践とともに、子どもが「安心・安全な施設生活」と「前向きに生活出来る」ように、施設生活のきまりと並行して『一人ひとりにとってできる事や可能性』を明記し、子どもと職員が一体となった運営指針「共に在る」養育・支援に取り組んでいます。

(3) 生き立ちを振り返る取組

①	A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	b
	□子どもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。	○
	□事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。	○
	□伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。	○
	□事実を伝えた後、子どもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。	○
	□子ども一人ひとりに成長の記録(アルバム等)が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集・整理に努めている。	
	□成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、子どもの生き立ちの整理に繋がっている。	○

【コメント】

■生き立ちを振り返る場合には、個々の子どもの成長や意欲につながるタイミングを把握した上で、さまざまな立場の専門職員と慎重に協議し、児童相談所とも協働して取り組む仕組みが備わっており機能しています。
 ■子ども一人ひとりの記録は「将来(家族を持った時にも)、自分の成長についての貴重な証」となる大切なものです。あらゆる成長の記録、アルバムなどの整理や保存の取り組みが望まれます。

(4) 被措置児童等虐待の防止等

①	A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	c
	□体罰や不適切なかかわり(暴力、人格的辱め、心理的虐待など)があった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつけられている。	
	□不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。	
	□子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、子どもに周知し、子ども自らが訴えることができるようにしている。	
	□被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。	
	□被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料を子ども等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、子どもが自ら訴えることができるようにしている。	

【コメント】

■令和5年5月に発生した職員の「不適切な関わり」を受けて、現在、危機管理・虐待防止委員会が中心となり、関係機関と共に「再発防止対策・子どもの安心安全な施設生活の体制の整備」に取り組んでいる途上です。よって現時点での評価は「c」としました。
 ■上の再発防止への体制整備を急ぐとともに、職員研修のさらなる強化を図って、一日も早く子どもの安心安全な生活を確かなものにしていくことが強く求められます。

(5) 支援の継続性とアフターケア

①	A5 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
	□子どもの生活の連続性に関して、施設全体でその重要性を理解し、入所や退所に伴う不安を理解し受け止めるとともに、子どもの不安を軽減できるように配慮している。	○

	☐ 入所した時、温かく迎えることができるよう、受け入れの準備をしている。	☐
	☐ 子どもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるよう配慮している。	☐
	☐ 家庭復帰や施設変更にあたり、子どもが継続して安定した生活を送ることができるよう、支援を行っている。	☐
【コメント】		
■入退所に伴い、時間をかけてアドミッションケア・リービングケアに取り組み、ハード・ソフト両面から彼らを取り巻く関係者とともに、しっかりと対象児童の安心につなげています。		
② A6 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。		
	☐ 子どものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。	☐
	☐ 退所後も施設に相談できる窓口（担当者）があり、支援をしていくことを伝えている。	☐
	☐ 退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。	☐
	☐ 行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。	☐
	☐ 本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。	☐
	☐ 退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所している子どもとが交流する機会を設けている。	☐
【コメント】		
■自立支援担当職員を軸にリービングケアから手厚いアフターフォローまでを行っています。自立支援担当者は退所児童23ケースに直接関わるとともに、退所児童間の情報共有（ライングループ）にも気を配り、一人ひとりの状況に応じた適時の援助活動に取り組んでいます。 ■施設の納涼祭やお正月には退所児童が集まり職員・在籍児童との交流を深める機会を積極的に持っています。		

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A7 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。 ☐ 職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合っている。	a
	☐ 子どもの生育歴を知り、そのときどきで子どもの心に何が起こっていたのかを理解している。	☐
	☐ 子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、子どもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。	☐
	☐ 子どもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。	☐
	☐ 子どもたちに職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。	☐
【コメント】		
■職員は幅広い年齢層で構成され、副施設長とSV職員、バックアップ職員を配置し、また、子どもの支援に関する会議には心理職や看護師、栄養士も参加して、様々な観点から子どもの心身の状況を把握する仕組みとともに、共有された情報を直接支援の現場に活かしていけるように意識し取り組んでいます。		
②	A8 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。 ☐ 子ども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。	b
	☐ 基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。	☐

☐	生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。	☐
☐	子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。	☐
☐	基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別的に触れ合う時間を確保している。	☐
☐	夜目覚めたとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。	

【コメント】

■本体・ユニット・分園・地域小規模ホームと支援形態は多様ですが、子ども主体の日常生活を合言葉に、小中学生とは共に生活を構築する、高校生には退所後の社会生活に必要なソーシャルスキルを当事者達自身で自己研鑽する機会を立ち上げるなど、将来社会に羽ばたける知識と意欲の喚起に取り組んでいます。
 ■宿直シフトに同性支援にそぐわない場合があります。特に、思春期の子どもたちの安心・安全に十分配慮した同性支援のシフト編成が求められます。

③	A9 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
☐	快適な生活に向けての取組を職員と子どもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。	☐
☐	子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。	☐
☐	子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。	☐
☐	子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。	☐
☐	つまずきや失敗の体験を大切に、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。	☐

【コメント】

■日ごろの生活場面やクラブ活動を通して、子ども自身の生活意欲と自主性、向上心・社会性の育成に職員・施設一体となってサポートしています。

④	A10 発達状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
☐	施設内での養育が、年齢や発達状況、課題等に応じたプログラムの下、実施されている。	
☐	日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに応えている。	☐
☐	幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。	☐
☐	学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができている。	☐
☐	子どものニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。	☐
☐	幼稚園等に通わせている。	☐
☐	子どもの学びや遊びを保障するための、資源(専門機関やボランティア等)が十分に活用されている。	☐

【コメント】

■地元市のイベント等の情報は学校の配布物や市の広報誌を通して把握し、積極的に参加して地域住民と交流する機会を確保しています。
 ■隣接する(府外の)町に置く地域小規模ホームは図書館やプールなどの住民向けの施設が充実した地域にあって、積極的に活用しています。施設内ではクラブ活動(フットサル・キックボクシング)も盛んで子どもの心身の育成に寄与しています。
 ■「施設内保育の対象者なし」の実情であっても、緊急入所・幼稚園待機のための養育について、子どもの発育に合わせた養育カリキュラムの備えが期待されます。

⑤	A11 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
---	---	---

☐	子どもが社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援している。	☐
☐	子どもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束と一緒に考え作っていくようにしている。	☐
☐	地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。	☐
☐	発達状況に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理できるよう支援している。	☐
☐	発達状況に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくよう支援している。	☐

【コメント】

■施設内のクラブ活動や中小企業同友会のインターンシップ交流会、外部SST講習への参加等を通して、日常生活を通した生活習慣の習得とともに、社会生活に必要なスキル獲得の積極的な取り組みが効果をあげています。

(2) 食生活

①	A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
☐	楽しい雰囲気ですぐに食事ができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。	☐
☐	食事時間が他の子どもと違う場合にも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。	☐
☐	食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれたもとで、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。	☐
☐	定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。	☐
☐	基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつをつくる機会を設けている。	☐

【コメント】

■自主調理への完全移行を目指して、受動的に食する側だけでなく、献立・買い物・調理・喫食と一連の活動を通して、現在および将来の食生活の充実に向けた準備に積極的な取り組みが行われています。

(3) 衣生活

①	A13 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
☐	常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。	☐
☐	汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。	☐
☐	気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。	☐
☐	洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理を子どもの見えるところで行うよう配慮している。	☐
☐	衣服を通じて子どもが適切に自己表現できるように支援している。	☐
☐	発達状況や好みに合わせて子ども自身が衣服を選択し購入できる機会を設けている。	☐

【コメント】

■年2回の衣替えに合わせて衣料の購入が行われています。一人で買い物に出かける子どものほか、小学生はもとより中・高校生でも希望すれば職員が付き添い、行程を通して買い物目的とともに職員・子ども双方が施設外の環境で個別に接触する時間を大切に考え対応しています。

(4) 住生活

①	A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	b
---	--	---

	☐ 子どもにとって居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行っている。	☐
	☐ 小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。	☐
	☐ 中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。	☐
	☐ 身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。	☐
	☐ 食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。	
	☐ 設備や家具什器について、汚れたり壊れたりしていない。破損個所については必要な修繕を迅速に行っている。	
	☐ 発達や子どもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。	

【コメント】

■掃除・整理整頓に過度にこだわることなく、子ども一人ひとりの個性を尊重した個室状況を保障しています。それは良いことですが、特に廊下部分に共用物品や子ども個人のものが雑然と置かれていたりするのはよろしくありません。大人（職員）の手により用途目的ごとに区分する三段ボックス等を有効活用して整理するなど、日ごろからモデルを示すことが、子どもたちも自分の居室の整理整頓に繋がるはずです。

(5) 健康と安全

①	A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
	☐ 子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的に子どもの健康管理に努めている。	☐
	☐ 健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。	☐
	☐ 受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。	☐
	☐ 職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。	☐

【コメント】

■常勤の看護師による通院引率や中学生以上にはその症状や薬の説明を行うなど、健康について子ども自身が関心を持ち、自身の言葉で現在の症状を周りに的確に伝えることができるなど、日ごろから「子ども自身が心身の健康維持に努める」積極的な援助の仕組みが確立しています。

(6) 性に関する教育

①	A16 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
	☐ 他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者との付き合いができるよう配慮している。	☐
	☐ 性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。	
	☐ 性についての正しい知識、関心を持てるよう、年齢、発達の状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。	
	☐ 必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や、学習会などを職員や子どもに対して実施している。	☐

【コメント】

■中高校生対象に助産婦による「妊婦体験」を実施したり、職員には性教育を実施する側として「性教育の実態～子どもへの具体的伝え方・反応～」の研修を企画するなど、看護師が中心となって自他の「生と性」の課題に真摯に取り組まれています。カリキュラムの整備や相談しやすい環境づくりについては十分とは言えません。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

①	A17 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
---	--	---

☐	施設が、行動上の問題があった子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲の子どもの安全を図る配慮がなされている。	☐
☐	施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、子どもの行動上の問題の軽減に寄与している。また子どもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の要因を十分に分析して、施設全体で立て直そうと努力している。	☐
☐	不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ無力感等への配慮も行っている。	☐
☐	繰り返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。	☐

【コメント】

■SV職員とバックアップ職員を配し、多様な専門職のアセスメントとともに「不適応行動を把握する⇒情報共有する⇒内部対応⇒関係機関協働」と一連のプロセスの場面場面のスキルアップの仕組みを整え、子ども一人ひとりと職員の安心安全の確保に精力的な取り組みが進められています。

②	A18 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
☐	問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。	
☐	生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。	☐
☐	課題のある子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。	☐
☐	大人（職員）相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっている。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。	☐
☐	暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。	☐
☐	子ども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。	☐

【コメント】

■職員ひとり一人の取り組みは評価できます。一方、子どもの安心安全の更なる充実のために、組織として職員配置や勤務シフト等に関していくらかの懸念があります。

(8) 心理的ケア

①	A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
☐	心理的ケアを必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。	☐
☐	施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。	☐
☐	心理的ケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。	☐
☐	職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。	☐
☐	心理療法を行うことができる有資格者を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。	☐
☐	児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。	☐

【コメント】

■心理職員を5人配置し、現在10人の児童に対しセラピーを実施しています。
 ■会議を通して生活支援職員との情報交換や生活場面治療のアドバイスをはじめ、子どもの心身の発達・安定した施設生活・学校生活のサポートに積極的に関与参画しています。
 ■心理職員間での情報交換も定期的に行い、いろいろな機会に研鑽にも努めています。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

①	A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
	☐ 静かに落ち着いて勉強できるようにその時の本人の希望に沿えるような個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。	
	☐ 学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。	○
	☐ 学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。	○
	☐ 忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。	○
	☐ 障害のある子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。	○

【コメント】

■諸学校とは年度初めに連絡会を持ち、新入所の児童に関してはその都度必要な情報提供を行うなど、施設生活の安定とともに意欲的に学校生活が送れるように関係機関と協働した取り組みが効果を上げています。
 ■課題を持つ子どもに対しては、連絡帳での情報交換をはじめ、通級や施設内外での学習機会を充実させるなど積極的に取り組んでいます。
 ■体制整備に並行して個人学習スペース確保の工夫などハード面での改善が望まれます。

②	A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
	☐ 進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、子どもと十分に話し合っている。	○
	☐ 進路選択に当たって、本人、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し支援をしている。	○
	☐ 就学者自立生活支援事業、社会的養護自立支援事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供をしている。	○
	☐ 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。	○
	☐ 学校を中退したり、不登校となった子どもへの支援のなかで、就労(支援)しながら施設入所を継続することをもって社会経験を積めるよう支援している。	○
	☐ 高校卒業後も進学を希望する子どものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて支援、情報提供をしている。	○
	☐ 高校卒業して進学あるいは就職した子どもであっても、不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用して支援を継続している。	○

【コメント】

■進路選択に関しては、インケアからリービングケアに至る子どもを主体とした取り組みはもとより、退所後のアフターフォローの仕組みがしっかりと構築され、担当職員はじめ自立支援担当職員が窓口となり、施設生活・社会内活動を基調にした多様な社会自立の支援・援助体制が整えられています。

③	A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
	☐ 実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話あっている。	○
	☐ 実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、子どもの自立支援に取り組んでいる。	○
	☐ 実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。	○
	☐ 職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。	○
	☐ アルバイトや、各種の資格取得を積極的に奨励している。	○

【コメント】

■外部関係機関の協力を得ながら小学生の「モノづくり体験」や中学高校生のインターシップ交流会の機会を提供しています。

■高校生になるとアルバイトを通して「就労マナー、金銭・時間管理等」を獲得する機会を提供するとともに、職場で子どもが直面する不安や課題を把握し、その対応方法を一緒に考えたり、時に助言するなど寄り添う姿勢で臨んでいます。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

①	A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
	□施設の相談窓口および支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所が子どもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。	
	□家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。	
	□面会、外出、一時帰宅などを取り入れ子どもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。	○
	□外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、不適切なかかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。	○
	□子どもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。	○

【コメント】

■家族対応は、担当職員中心になされているのが現状です。今後、ステップファミリーへの対応ニーズが益々求められる中で、家庭支援専門相談員の実効性のある業務の整備と積極的なアウトリーチ活動が求められます。

(11) 親子関係の再構築支援

①	A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
	□家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ施設全体で共有されている。	
	□面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。	○
	□児童相談所等の関係機関と密接に協議し連携を図って家族支援の取組を行っている。	○

【コメント】

■ 今後、親子（大人と子ども）関係の再構築・安定した継続に向けて、家庭支援専門職員の実効的な働きが望まれます。